

20～23 その他

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) 不服審査

この統計表は、令和元会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）による不服申立ての事績を①再調査の請求（改正前：異議申立て）と②審査請求とに分けて掲げたものである。

なお、平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正されており、主な改正点は、次のとおりである（改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用される。）。

① 不服申立前置の見直し

税務署長等が行った処分不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求（改正前：異議申立て）」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになった。

② 「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更

税務署長等に対する「異議申立て」が「再調査の請求」へ名称変更された。

「再調査の請求」は改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっていない。

(2) 訴訟事件

この統計表は、令和元会計年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課又は徴収関係）と②国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第1審における原告、被告の区分によるものである。

(3) 直接国税犯則事件（査察事件）

この統計表は、令和元会計年度内における国税通則法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

(4) 間接国税犯則事件

この統計表は、令和元会計年度内の国税通則法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、①検挙及び処理の状況②通告処分及び履行状況③酒税の違反行為別検挙の状況④酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況に区分して掲げたものである。

2 用語の説明

(1) 不服審査

- イ 不作為 行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- ロ みなす審査請求 国税局長又は税務署長等が再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、再調査の請求人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し再調査の請求がされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- ハ みなす取下げ 再調査決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた再調査の請求及び審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分の全部を取り消す旨の再調査決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。
- ニ 取下げ 不服申立人が再調査の請求又は審査請求を撤回したものをいう。
- ホ 却下 不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- ヘ 棄却 原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。
- ト 取消し又は変更 原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消し、又は変更するものをいう。

(2) 訴訟事件

- イ 取下げ 原告が訴えを撤回したものをいう。
- ロ 却下 訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。
- ハ 差戻し 上級審で原判決を取り消した場合に、審査をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
- ニ 和解 争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(3) 間接国税犯則事件

- イ 通告処分 犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
- ロ 通知処分 犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
- ハ 犯則事件調査職員 犯則事件の調査のため、質問、検査、傾置、臨検、搜索、差押え等を行うことができる国税職員をいう。